

お店で BGM を流すとき、 著作権の手続きはお済みですか？

お店で BGM を流す場合は、市販 CD など著作権・著作隣接権の手続きの済んだ音源をご用意いただいたうえで、その音源を BGM 利用(店内で再生)することについての著作権手続きをおとりくださるようお願いいたします。

お店が手続きを
する必要のない
ケース

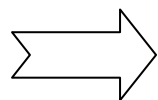
有線放送事業者や、衛星による配信事業者、BGM 用録音物貸出事業者がお店に代わって BGM 利用についての著作権手続きをしている場合は、お店が個別に手続きをする必要はありません。対象となる事業者の一覧は、JASRAC のホームページ「音楽を使う方」>1. 各種イベント、施設での演奏など>2. (11)各種施設での BGM」をご覧ください。

また、すでにカラオケや生演奏で契約をしているお店は BGM 利用の手続きをする必要はありません。

■ 次のようなケースは、BGM利用の手続きの前に、複製することについての利用許諾が必要となります。

◆市販 CD 等から CD-R にコピーした音楽をお店で流す

◆携帯音楽プレーヤーに転送した音楽をお店で流す



市販・レンタル CD から CD-R や携帯音楽プレーヤーに複製した音源を使ってお店で BGM を流す場合は、著作権の手続きが不要とされる“私的使用のための複製”の範囲を超えますので、複製することについて、著作権(JASRAC など著作権者)および著作隣接権(歌手やレコード会社など著作隣接権者)の利用許諾が必要となります。まずは、著作隣接権者から利用許諾をおとりください。

※ ファイル共有ソフトや違法サイトからダウンロードした無許諾の音源など海賊版をお使いになることはおやめください。

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

<http://www.jasrac.or.jp/>

録音物製作のお手続きは… 録音課

BGMのお手続きは… 全国の支部